

第 3 章 北区生活交通改善プラン（令和 7 年策定）における取り組みと事後評価 様式（案）

令和 7 年度から令和 10 年度の計画における主な取り組みを検証します

基本方針	北区生活交通改善プランにおける主な取り組み	取組項目	取組状況（年度末実績）					取組結果・事後評価 等
			R7	R8	R9	R10		
①持続可能な公共交通の実現を目指し取り組みます	ア 区バス・住民バス（おらっのバス）・エリアバス×タクについて運行計画を継続的に見直します。	区バス 見直し						
		住民バス（おらっのバス）見直し						
		エリアバス×タク 見直し						
	イ 区バス・住民バス（おらっのバス）・エリアバス×タクについて収支率の向上に努めます。	区バス 収支率						
		住民バス（おらっのバス）収支率						
		エリアバス×タク 収支率						
②地域に即した公共交通を地域とともに検討します	ア デマンド交通などの社会実験について、住民団体・地域コミュニティ、区内交通関係者等と意見交換を行い、地域に即した公共交通を目指します。	デマンド 交通						
	イ 随時、住民団体立ち上げ支援や情報提供を行い、公共交通を利用しにくい地域の取り組みについて、協働で取り組みます。	立ち上げ 支援						
	ウ 病院等の目的バスと連携するなど、さまざまな地域資源の活用を検討し、意見交換を行います。	意見交換						
③公共交通の利用促進・情報発信に取り組みます	ア 「わかりやすく、見やすく」を目指し、北区公共交通に関する情報を発信し、公共交通の利用促進に努めます。	区だよりでの情報発信						
		ご利用案内の発行						
		ホームページによる情報発信						